

買戻特約登記の抹消手続きについて（ご案内）

当社の分譲した福岡市西区愛宕浜地区『西福岡マリナタウン（戸建住宅及びリバーラガーデン）』は、引き渡し後5年（または10年）の買戻特約を設定していました。現在、既にこの買戻特約期間は満了し効力はありませんが、失効しても買戻特約の登記は抹消の手続きを行わない限り、登記簿上に残る事となりますので、所有権の移転等の際に、買戻特約登記の抹消を希望される場合は、以下の要領でお申し出ください。

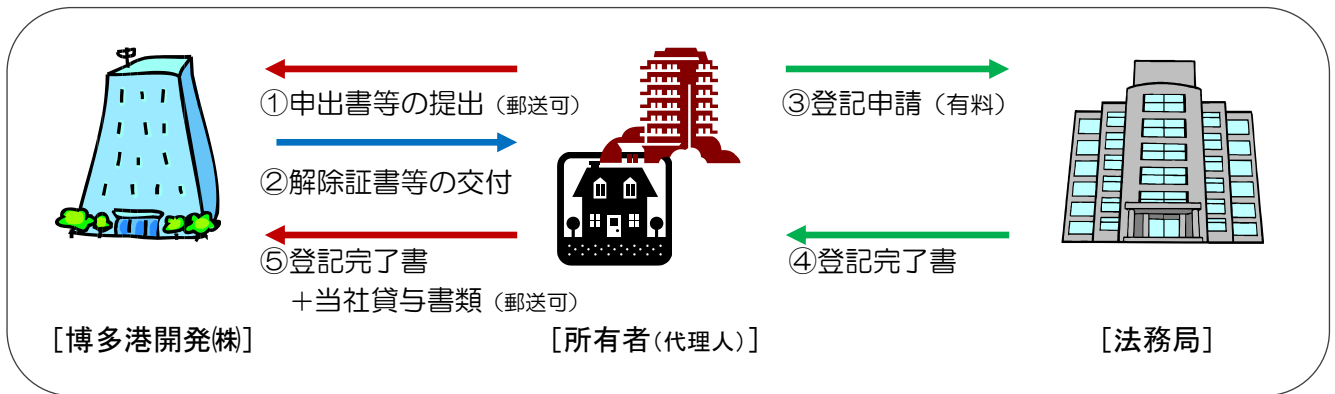
（※法務局における登記申請手続き及びその他費用（登録免許税等）につきましては、申出者の負担となります。）

[申出者の要件]

- ・対象不動産の所有者

（または所有者から買戻特約の抹消手続きを委任された司法書士などの代理人）

■手続きの流れ



①申出書等の提出（郵送可）【所有者(または代理人)→博多港開発】

: 申出書及び関係書類(下記参照)を当社へご提出ください。(※お急ぎの方は、先ずFAXでお送り下さい。)

②解除証書等の受け取り【博多港開発→所有者(または代理人)】

: 登記抹消に必要な書類(登記済書、解除証書等)を当社にてお渡します。

(※申出書受理より交付(発送)までは、3日程度(平日)を要します。)

③登記申請【所有者(または代理人)→法務局】

: 申請書式等については法務局にお問合せください。

(※登録免許税として土地・建物の筆数×千円が必要となります。)

④登記完了書の交付【法務局 →申請者】

⑤登記完了書の提出【所有者(または代理人)→博多港開発】

: 登記完了書を同封の上、貸与書類を提出してください。

■博多港開発株との手続きに必要な書類

1. 買戻特約の登記抹消について（申出書）〔別紙書式〕
2. 土地及び建物の全部事項証明書（※三ヶ月以内のもの）
3. 所有者からの委任状（※代理人による申請の場合）
4. 運転免許証の写しなど所有者本人が確認できる書類
5. 書類受領・預かり証（受領時）

【連絡先】〒812-0031

福岡県福岡市博多区沖浜町 12-1 博多港センタービル 7F
博多港開発株式会社 経営企画・財務チーム 買戻特約担当
TEL. 092(263)0101/FAX. 092(271)2393